

## シェアリングエコノミーと税金

<シェアリングエコノミーの課税まとめ>

	民泊	カーシェアリング	フリマアプリによる売却	ギグワーカー(ウーバーイーツの配達員)
所得区分	原則雑所得 ただし、不動産賃貸業を営んでいる方が、空室期間を利用して民泊を行っているような場合には不動産所得でも可	原則雑所得	原則非課税 (1点30万円超の貴金属等は課税) ただし、営利目的で継続的な場合は雑所得、譲渡所得等	雑所得or事業所得
主な経費内容	仲介手数料 減価償却費 固定資産税及び都市計画税等 (事業対応分のみ)	仲介手数料 ガソリン代 減価償却費 自動車税 等 (事業対応分のみ)	購入費、材料費、制作費等(売上原価) 送料 送付のための箱等の購入費等 (事業対応分のみ)	減価償却費 ガソリン代 サービス手数料 通信費等 (事業対応分のみ)

## TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人  
03-5778-4722  
<http://toeitax.co.jp/>

2020/10月号

## シェアリングエコノミー：メルカリは非課税？

### メルカリは原則非課税

今月は、近年ネット環境の発展やスマートの普及により新しく生まれている経済活動、シェアリングエコノミーの税金について解説したいと思います。

一言でシェアリングエコノミーといつてもその取引内容により課税の仕組みは大きく異なります。代表的なシェアリングエコノミーといえば民泊、カーシェアリング、メルカリなどのフリマアプリ、空いた時間で仕事を請け負うUberEatsに代表される食事宅配サービスの配達員などでしょうか。大枠としてはこれらの取引で得た所得は雑所得に該当してきますが、結論が変わることもあります。例えば民泊であれば、賃貸している部屋の空室期間を利用して行っているような場合には不動産所得でも可とされています。両者の大きな差異は所得通算の点で不動産所得であれば赤字と給与などを相殺できますが、雑所得では不可です。なお、そもそも民泊自体多種多様なようですので、個々の取引実態に応じて判断していく必要があります。

### 確定申告との関係は

コロナ禍においてメルカリなどのフリマアプリで所得を得た人も増えていると思いますが、実はメルカリで得た所得は通常非課税です。なぜなら、所得税法上「生活に通常必要な動産の譲渡による所得」つまりプライベートの家具、衣服等を売却した所得は非課税とされているためです。ただし、1点30万円超の貴金属や美術品等は課税対象ですし、生活用品であっても売却を目的として継続的に制作・購入をしたようなものはやはり課税対象と考えられますので注意しましょう。UberEatsの配達員はなぜか個人事業主としてみるようなので通常雑所得になります。

確定申告については副業として行っている場合は利益20万円超で申告義務が生じます。青色申告だと10万控除後で判断できますので、実質は30万円以下であれば不要です。その場合でも住民税申告は別途必要なので留意しましょう。

### 今月のコメント

今年も大好きな欧州サッカーのシーズンが始まりました。早速プレミアリーグマンUの試合を中心に楽しくDAZNで観戦していますが、先週始まったCLを見ようと朝起きてDAZNを付けてみると、なぜか番組がありません。なぜかと思い調べてみたところ、なんと今年からDAZNではCLを放送しないことが決定していたようです。DAZNをしょっちゅう確認している私でも一切気付かない形で告知も全くなく、いきなりの放送中止。それでもプレミアが見られる限りはDAZNは続けますがCL見たさにDAZNに入っていた人にとっては残念なニュースです。ところが、さらに確認してみるとUEFATVという無料のサイトに登録するとCLの試合が複数見られることが発覚し早速登録しました。莫大な放映権料があるはずのCLがなぜか無料で見られます。これは色々と大人の事情がありそうです…

### 税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-10-15 エキスパートオフィス渋谷9階

Email : [okamoto@toeitax.co.jp](mailto:okamoto@toeitax.co.jp)



**東栄税理士法人**